# イタリアにおけるケルゼン研究について

はじめに

井

文

男

口

ニ ケルゼンとフロイー

一 ケルゼン研究事始

三 若きケルゼンと『ダンテの国家論』

まとめにかえて

はじめに

についてのお話しを伺うようになってから大きくなったからである。 頂くことにした。というのも私のケルゼンへの関心は本学に赴任して稲田先生と親しく接するようになりケルゼン 我が国では余り知られるところが少ないと思われるので非力を顧みず敢えて稲田先生の御退官記念号に執筆させて 展開され、又現在のイタリアの学者は膨大なケルゼン学説のどこに注目して研究をおこなっているかについては、 とないのであるが、ケルゼンの学説がイタリアにおいて如何なる経過で受容され、賛否をふくめて如何なる議論が 私は本格的にケルゼンを研究してきた訳ではないので表題のようなテーマでどこまで書けるかは、いささか心も

三五九

私が本学に赴任した年(一九八一年)が偶々ケルゼン生誕一〇〇年にあたり、ヴィーンでケルゼン・シムポジウ

リアの 感謝しつつ、不十分ではあることは承知の上で現在のところで私ができる範囲でまとめてみることにした。 覚えるようになり、 でおこなわれるケルゼン・シンポジウムへの招待状が稲田先生に届き、それを先生に見せて頂いてイタリアでもケ ムが開かれ、稲田先生も招待されて出席されることになり、その報告を公法判例研究会でして頂いた。その後イタエ した本も入手することができたので、このようなテーマへのアプローチの契機を与えて下さった稲田先生の学恩に ルゼン学説の影響が大なることを知った次第である。このようにして私はイタリアのケルゼン研究に次第に興味を 「百科全書協会(Istituto della Enciclopedia Italiana)」からも一九八一年一○月二九日~三一日にローマ 細々としてではあるが資料と文献を集め、又ローマ滞在中には先のシンポジウムの成果を公刊

ロギーを有することが鋭く指摘されている。P おこなったのである。規範主義の形式論理のもつ「体制の侍女たる役割」、あるいは法段階構造論そのものが客観手にとってケルゼン自身に向け、一切のイデオロギーとは無縁と称される純粋法学そのもののイデオロギー批判を そうでない人間の選別がなされ、 的には矛盾の存在する法素材を外観上整然たる統一体系にまとめあげ、実定法の擁護に至る点で体制強化のイデオ 判の鋭さを検討されている。しかし稲田先生の筆はここで止まることなく、更に進んでこの内在的批判の方法を逆 デオロギー批判の面については・・・・未だに一般的に十分な評価がなされていない」との立場から、この面に注 今日では法学の共有財産となっているといえよう」との評価をおこないつつも、純粋法学のもつ他の側面、「即ちイ⑤ ている。そこでは「壮大けんらんたる純粋法学の理論体系」が簡潔に紹介され、その「法段階構造論」は「もはや 稲田先生のケルゼン研究の成果は本雑誌第二二巻第一号に「純粋法学とイデオロギー批判」として公表され 一方では自然法論への批判、 後者が切り捨てられるというケルゼンの自由主義イデオロギーの信奉者としての 他方ではマルクス主義国家論及び法学批判をとりあげ、 又ケルゼンの人間行態の評価においては人格性 (自由) をもつ人間と ケルゼンの内在的批

側面もみごとに浮き彫りにされている。

はないケルゼンの学説が、そのイタリアにおいてどのように研究されているのかを、まずは紹介してみることにし リンチェイの法学部門のフェルトリネッリ国際賞を受けたことにみられるようにイタリアとの関係も決して稀少で が重いので、その処女作が『ダンテ・アリギエーリの国家論』であり、一九六〇年にはローマでアカデミア・ディ・ このような筆鋒鋭いケルゼン批判をふまえて議論を展開することは私の力の及ぶところではなく、又いささか荷

ā

- (1)このシンポジウムについては参照、長尾龍一「『ケルゼン百年』の周辺」(法学セミナー三二二号、一九八一年一二月、三二三号、 一九八二年一月)。
- (2)稲田先生はハンス・ケルゼン研究所の二六人のインターナショナル・コレスポンデントの御一人であり、その関係で招待を受け ることになった。日本人では他に原秀男、井口大介、長尾龍一氏がインターナショナル・コレスポンデントになっている。 Vgl. Hans Kelsen zum Gedenken (Schriftenreie des Hans Kelsen-Instituts, Band 1), Wien, 1974, S. 87.
- (3)テーマは「ケルゼンの『根本規範』を中心として」で、シンポジウムでの議論を三人の報告者のレジュメ(ラルフ・ドライヤー との問題を中心に、先生の御意見も交え詳しく紹介された。 の二側面」) もコピーして配付され、ケルゼンの遺稿『規範の一般理論』で根本規範を Hypothese でなく、Fiktion としているこ 「根本規範論について」、オイゲン・ブッヒャー「ケルゼンの仮説的根本規範への批判」、アレクサンダー・ペシュニク「根本規範
- 一〇月二九日午前の部(4)招待状によると全体テーマは「二〇世紀の哲学・法文化におけるハンス・ケルゼン」で、報告は以下の通り。(4)招待状によると全体テーマは「二〇世紀の哲学・法文化におけるハンス・ケルゼン」で、報告は以下の通り。

司会 ジュリアーノ・ヴァッサリ (ローマ大学)

ーッカレド・モトコ(コーマ大学) 「アレビンに国際表生」フェリックス・エルマコーラ(ヴィーン大学) 「オーストリア憲法の起草者としてのハンス・ケルゼン」

リッカルド・モナコ(ローマ大学) 「ケルゼンと国際法学」

同午後の部

司会 ブルーノ・パラディージ (ローマ大学)

稲田陽一「純粋法学とイデオロギー批判」(『岡山大学法学会雑誌』第二二巻一号、一九七二年一〇月)。 ○月三○日午前の部 報告 司会 ジュゼッペ・アレッシ (イタリア百科全書協会会長) 司会 セルジョ・コッタ (ローマ大学) 司会 フェリックス・エルマコーラ 報告 ロベルト・ヴァルター (ヴィーン大学) 報告 ルーチョ・コレッティ(ローマ大学) 「ケルゼンと法と国家の共産主義理論」 報告 ウベルト・スカルペッリ (ミラノ大学) 「ケルゼンへの内在的批判」 ジョヴァンニ・タレッロ(ジェノヴァ大学) 「ヨーロッパ文化におけるケルゼン」 エアハルト・デニンガー(J·W·ゲーテ大学) 「人権と実定法との関係」 ヴィットリオ・フロシーニ(ローマ大学)(「ケルゼンとロマーノ」 フランチェスコ・ジェンティーレ(ナポリ大学) ガエターノ・カラブロ(ナポリ大学) 「ケルゼンと新カント主義」 ジャコモ・ガヴァッツィ(バヴィア大学) ディーター・グリム(ビーレフェルト大学) 「ケルゼンにおける憲法解釈と憲法裁判」 ジョヴァンニ・モッツォ(ローマ大学) 「イタリア公法へのケルゼン理論の継受」 レナート・トレヴェス(ミラノ大学) 「ケルゼンと社会学」 リッカルド・グァスティーニ(ジェノヴァ大学)「「マルクス主義批判者としてのケルゼン」 ノルベルト・ボッビオ(トリノ大学) 「ケルゼンと権力の問題」 「ケルゼンの『規範の一般理論』に照らしての若干の法理論上の諸問題! 「妥当性と実効性」 「ケルゼン思想における規範の効力と根拠の関係をめぐる問題」

 $\widehat{9}$   $\widehat{8}$ 

 $\widehat{10}$ 

同右二一頁。同右二九頁以下参照。

 $\widehat{7}$   $\widehat{6}$   $\widehat{5}$ 

同右三頁。

同右二頁。

三六二

- (12) 同右三一頁。
- ケルゼン研究事始

ルゼン理論の紹介・批判的検討がおこなわれていく。 ③ 法学」が最初であろう。その後二〇年代から三〇年代にかけて法哲学・法理論、 当時においてはダンテ研究の専門家という極めて限られた範囲を出るものではなかった。ケルゼンの法思想を取り 上げたという点では一九一二年にパレルモの法学雑誌に掲載されたエウジェニオ・カルロによる「純粋法学と経験 ン:ダンテ・アリギエーリの国家論」を『イタリア・ダンテ協会紀要』に掲載してからであると言われる。但し、 ケルゼンの名前がイタリアに知られる様になったのは一九○七年に法史家アリッゴ・ソルミが「ハンス・ケルゼ 国法学、 国際法の分野にわたるケ

幾分明らかになるであろう。「我々はこのケルゼンの論稿を彼の好意的な許可により我々の雑誌に掲載することにし ア・ファシストの知的寛大さを示すものとも言えないでもないが、 を標榜するファシストが理論上の敵とも言えるケルゼンの論稿を翻訳するというのは奇妙でもあり、又逆にイタリ 集する雑誌『法、経済及び政治の新研究』にケルゼンの「議会制の問題」が翻訳されることになった。(\* 法」であるが、翻訳者は明らかでなく、又原題も知られていない。ここからマルケッティは、これは「ケルゼンが() イタリアの読者のためにのみ執筆し、イタリア語に翻訳され、公表された」のではないかと推測している。 それから五年後、一九二九年にファシスト左派の知識人アルナルド・ヴォルピチェッリとウーゴ・スピリトの編 ケルゼンの著作そのものが最初に翻訳されたのは、一九二四年に『国際・法哲学雑誌』に公表された「公法と私 このへんの事情は次の編集者の短いコメントで 倫理的国家

のであるから、 作を詳細な批判的コメント付で公表するであろう。ケルゼンの名は今日では広く知られており、論争を呼んでいる の問題把握とその解決に賛成することもできないことは自明のことである。我々は更にケルゼンの著名で重要な著 翻訳はブルーノ・フリーリィ教授にお願いした。『新研究』はケルゼンの見解に与することもなく、 彼の理論を無視する訳にはいかない」。 又ケルゼン

値」を加えて一冊の本が『一般国家学概要その他』と題して一九三三年に公刊されることになった。『』 形式主義と純粋法学」が相次いで翻訳されることになり、かくして翻訳された四つの論稿に「民主主義の本質と価 及するという役割も果たすことになった。実際、以後この雑誌においては「一般国家学概要」、「自然法思想論」、「法 って読者に納得させようとしたのであろう、ということが読み取れる。. (8) ここから、ファシストの主唱する協同体が民主主義に優越することをケルゼンの民主主義論と対置することによ しかし逆にケルゼンの理論をイタリアに普

れたのが戦前イタリアにおけるケルゼン研究の一つの特色であると言えよう。 このようにケルゼンの理論とは相容れないファシスト知識人によってケルゼンの業績の翻訳・紹介・批判がなさ

年に「純粋法学」を翻訳しており、その間の事情は以下の通りである。「私は一九三二年九月にケルンでケルゼンと『『』これに対してケルゼンに与してケルゼン理論の普及に貢献したのがレナート・トレヴェスである。彼は一九三三 を落ち着けるとの意図を隠すことはなかった。 てとっていた。それ故、 ついてのみではなく、他のテーマ、とりわけ当時の政治情勢についても語りあった。ナチスの勝利は目前に迫って 干の説明をケルゼン自身から聞きたいと思い、彼を訪ねたのである。私の訪問中、我々は法哲学上の技術的問題に 知り合うことになった。その当時私はケルゼンの著作の研究に没頭しており、その哲学上の基本思想についての若 民主主義を熱望し、ナチス運動の激烈な反対者であるケルゼンはナチスの勝利の帰結するところを明白にみ 彼はドイツをできるだけ早く立ち去り、学問・教授活動を自由に続けられる他の土地に腰 私の訪問直後に、ケルゼンは未公表の新しい著作の写しを送ってき

以前にケルゼンの純粋法学の基礎の説明はイタリア語で発表されることになったのである。そして戦前イタリアに おけるケルゼンの著作の翻訳はこれが最後となった。 私は彼の希望に応えて、これをイタリア語に翻訳した」。このようにして一九三四年にドイツ語で公表される①

単に紹介しておこう。 る。 ところで戦前イタリアにおけるケルゼンの名前の普及に貢献した人物がもう一人いる。サンティ・ロマーノであ ヴィットリオ・フロシーニはこのロマーノとケルゼンを対比して興味深い検討をおこなっているので以下に簡

国家が何をなすかということとを混同する」 主張に過ぎないとする。それ故、ケルゼンにとっては国家 (および法) 至るまで悪化した視点の表現であると決めつけている。又法と国家の同一性論も「国家が何であるかということと ることは言うまでもない。一九一八年にロマーノが公刊した『法秩序論』においてはケルゼンの規範主義は極端に ロマーノはフランスのオーリウとともに「制度学派」に属しているのでケルゼンの規範主義とは真向から対立す

えよう。 のであり、 に対し、 る。教会法の権威でもあるロマーノにとっては国家と教会との関係は幾世紀にもわたる展開を背後にもつ複雑なも 又両者は国家と教会の関係の把握においても対立する。ケルゼンが教会も法秩序である限り国家であるとするのほ ロマーノはかくすれば国家という用語に通常とは異なる恣意的な意味を付与することになるとして反対す 起源を異にする二つの秩序である。総じてケルゼンの法一元論に対し、ロマーノは法多元論に立つと言

まで遡って考察するためにはフロイトの精神分析学に注目する必要がある。カフカが述べた如くフロイトの著作は この両者の違いの淵源につき探究すると次のようになる。 フロシーニによるとケルゼンの法一元論をその起源に

そしてこれこそがケルゼンの言う法律である。② はなくメタ心理学とも呼ばれることを考慮にいれることなしには彼の人間研究を適切に理解することはできない。⑫ ラエルの宗教的伝統と彼が科学者として獲得した合理主義的なものという二つの文化の統合過程があった。 現代のために書かれたユダヤ史の一章であり、タルムート〔ユダヤ法典〕の最新の注釈とも言える。この鋭い直観 についての研究は乏しい。それ故純粋法学と精神分析学との関係は更に研究されるべきである、というのがフロショ ンによればモーゼこそが律法と契約の書を考え出したのであり、 してユダヤのみの歴史的伝統にもはや条件づけられない普遍性を獲得し、 証主義の批判的方法論により純化・刷新されたモーゼの律法の書と理想との古来の命題にまるで遡る。それはかく 作業を普遍的かつ雄大な方法でなしとげ、 は精神分析学の形成された歴史的背景を見事に言い当てている。フロイトの思想の中には、 てフロイトは神話に帰依することなく儀式に服従することもなく、父祖伝来の信仰と掟を合理化・昇華するという フロイトについてのこのような理解はケルゼンにも妥当する。ケルゼンの法観念の精神的起源は啓蒙主義と法実 ニの言わんとするところであろう。 今世紀の人間意識の最大の解釈者となった。 "フロイト研究については近年進歩が著しいが、 かくして秩序が無秩序に勝利することになった。 法のメタテオリーとなっている。それ故 更にフロシーニは言う。トーマス・マ 彼の理論は単なる心理学で 彼が教育を受けたイス ケルゼンの精神形成 かくし

異なり、 う不合理さえも生じる。「革命は不完全、 とは反対に、 故規範を事実に結びつけ、慣行あるいは社会的行為の形態自体に法の構造を認識することになる。 秩序を確保するものとしての法を他の一切のものから切り離して、法のみを法学の研究対象とするケルゼンとは ロマーノの場合には慣行のなかに法が内在するものとし、真理と事実との継続的な相互転換を説く。 ここでは規範体系の壮大な網の目は成立しない。それどころか合法的秩序にかわって法的無秩序とい 流動的、 暫定的とはいえ真正の秩序に転化する」。この流動性が安定化す ケルゼンの場合

既成の社会権力への従順、 史的理由からして無縁のままであったシチリア特有の意識という不文の哲学がある。 旧約の伝統は殆ど無視され続け、 世紀初頭のネオ・イデアリズム、そしてプロテスタント改革と啓蒙革命というヨーロッパの二つの偉大な革命に歴 ることにより新しい秩序が生まれることになる。そして新しい規範の創設の最終過程そのものがすでに法である。② このようなロマーノの観念の源泉をたどると、反宗教改革の色彩を強くもつカトリック思想の連綿たる伝統、 家族一門の価値の信仰が根をおろしていた。窓 合理主義的批判は普及しなかったのである。そこでは慣習の迷信的なまでの遵守、 ロマーノの生地シチリアでは

国家主義的観念とは共通の基盤により一線を画するものとなっている。② 序という観念は両者にとって基本的枠組みとなっており、ともに非人格化された法形態としての近代ヨーロッパ国 念は一九世紀ヨーロッパ社会の自由主義的進展の成果であり、マルクス主義からシュミットにいたる他の種々の反 家の歴史的観念を反映し、市民相互問の法的関係と国家間の国際関係を保障するものとなっている。そしてこの観 ケルゼンの場合には当事者間の関係を規範的に、ロマーノの場合には制度的に捉えるという違いこそあれ、

の職責 ともに二○世紀の哲学・法文化の歴史に残るものといえよう。፡፡◎ ことはなかった。それ故ケルゼンとロマーノの名は、政治的学問的議論の地平においては敵対的であったとはいえ、 なものを正当化し、 以上、 (法を擁護し、 ケルゼンとロマーノの精神的・実践的態度は権威主義的現象に対して著しく異なり、 あるいは事実を合法化するという非難が向けられているにも拘わらず、 現実に一時的に生じる如何なる逸脱をも法でもって擁護することはないという)を放棄する 両者とも法学者として 両者に対して恣意的

制度学派という敵対的陣営により批判的におこなわれるのが圧倒的であり、 以上の如く戦前イタリアにおけるケルゼン研究は、一方ではファシズム左派知識人、キリスト教理念にもとづく より好意的にはトレヴェスの翻訳がみ

けられるようになったのが特色であると言えよう。次にこの点を簡単に紹介することにしよう。 先に紹介したフロシーニの説く如く、一方ではケルゼンとフロイトの関係、 翻訳も盛んになったことは言うまでもない。その研究領域もヴァッサリの述べる如く、瑠 られるという状況であった。これに対しファシズム崩壊後の戦後においてはケルゼンの研究に特別の注意が払われ、 国際法学、 政治制度・政治理論というケルゼンの全領域に及ぶようになっている。そして七〇年代以降は、 他方では初期ケルゼンの研究に手がつ 法の一般理論、 法哲学、憲

### Æ

- (1) Vittorio Frosini, Kelsen e Romano, in Hans Kelsen nella cultura filosofico-giuridca del Novecento, 1983. p. 161.
- (2) Mario G. Losano, Michele Marchetti, Raffaella Orsini, Donatella Soria, Der Einfluß der Reinen Rechtslehre in Italien, in:Der Einfluß der Reinen Rechtslehre auf die Rechtstheorie in verschiedenen Ländern (Schriftenreihe des Hans Kelsen-Instituts, Band 2), 1978, S. 156.
- (α) Ebenda, SS. 157-161.
- (4) Hans Kelsen, Diritto pubblico e privato, in Rivista internazionale di filosofia del diritto, 1924, pp. 340-357
- (5) Michele Marchetti, a. a. O., S. 153.
- (6) Ebenda
- (~) Ebenda.
- (8)こうした例として参照、Arnaldo Volpicelli, Dalla democrazia al corporativismo, in Nuovi Studi di Diritto, Economia e Politica, vol. III, 1930, pp. 1-20.
- (Φ) Michele Marchetti, a. a. O., S. 155.
- (\(\Omega\)) Hans kelsen, La dottrina pura del diritto-Metodo e concetti fondamentali, in Archivio Giuridico, 1933, pp. 121-171
- (II) Michele Marchetti, a. a. O., SS.155-156.
- (12)サンティ・ロマーノ(Santi Romano)は一八七五年パレルモに生まれ一九四七年ローマで逝去した法学者。行政法、憲法、教 会法、国際法に精通し、法を制度とみなす制度理論そして法秩序の多元論を主張した。主著として『主観的公権論』(一八九七年)、 『法秩序論』(一九一八年)、『憲法講義』(一九二六年)、『行政法講義』(一九三○年)、『抄録法学辞典』(一九四七年)がある。Cfr

Enciclopedia del Diritto e dell'Economia, Garzanti, 1985, p. 1009.

- (3) Vittorio Frosini, op. cit., pp. 161-168
- (4) Ibid., p. 162
- (15) ケルゼン【一般国家学】(清宮四郎訳、岩波書店、 一九七三年) 二二二頁
- (2) Vittorio Frosini, op. cit., p. 163.

(11) メタ心理学についてはアーネスト・ジョーンズ『フロイトの生涯』(竹友安彦、藤井治彦訳、紀伊国屋書店、一九六四年) 三四 三頁に次のように記述されている。「『メタ心理学』の概念はフロイトの、精神についての理論の中心である。彼はあらゆる精神作 を含むべき、包括的な記述をこの名でよびたいと願った。」 用について(a)精神作用のダイナミックな属性、(b)精神作用のトポグラフィーの特質、(c)精神作用のエコノミーの意義の説明

- (2) Vittorio Frosini, op. cit., p. 164.
- (2) Vittorio Frosini, op. cit., p. 165. (2) Vittorio Frosini, op. cit., p. 164.
- (র) Vittorio Frosini, op. cit., p. 164.
- (원) Vittorio Frosini, op. cit., p. 166. (원) Vittorio Frosini, op. cit., pp. 166-167. (선) Vittorio Frosini, op. cit., pp. 167-168.
- (원) Vittorio Frosini, op. cit., p. 168.
- (육) Giuliano Vassali, Hans Kelsen a cento anni dalla nascita, in Hans Kelsen nella cultura filosofico-giuridca del Novecento, 1983, pp. 7-20.

## ケルゼンとフロイト

学の及ぼした影響を探ろうとする。ここではフロシーニも指摘しているマリオ・G・ロサーノの論稿をとりあげる フロシーニにみられる如くイタリアの学者はケルゼン理論の根源にあるものに関心を示し、フロイトの精神分析

ことにしよう。ロサーノはケルゼン理論へのフロイトの影響を研究する前提としての両者の親交がいかなるもので あったかを示してくれている。

る。コントリによればこの「中立の立場にある人」とはケルゼンの可能性が濃い。 もちあがった。医師免許をもたない者が精神分析に従事できるか否かが争点になり、フロイトはライクに与して『素 ケルゼンの関係につき次のように述べる。ケルゼンの論文発表後四年経過した一九二六年にいわゆるライク事件が そのイタリア語訳がジャコモ・コントリのコメント付きで『Sic』誌上に掲載された。コントリはそこでフロイトと 人による精神分析の問題』を書き上げたが、この本は「ある中立の立場にある人との問答」という体裁をとってい の目録を公表した。周知の如くこの雑誌にケルゼンは「国家の概念と社会心理学」(一九二二年)を発表しており、 一九七六年、ミラノとパリのフロイト学派の刊行する雑誌『Sic』はフロイトとその弟子の雑誌であった『Imago』。

この点確証はないがいくつかの傍証がないわけではない。次の二つの文章を参照せよ。

6、人文書院、二〇九頁)。こうした主張は『素人による精神分析の問題』の中にもみられる。神的過程から区別することだとは考えていない」(『集団心理学と自我の分析』新版、一九二三年、フロイト著作集 ついては、私は、『集団精神』にこのような組織をみとめるのが、『集団精神』の実体化、すなわちそれを個人の精 次にライク事件決着後にフロイトの発表した「『素人による精神分析の問題』のためのあとがき」(一九二七年) 「ハンス・ケルゼンは、その他の点では、理解力のあるするどい批判を行っているが、にもかかわらずこの点に

フロイト著作集11、人文書院、二二八頁)では以下のような叙述がある。

の高官のひとりの人物像であったが、彼は他人の意見をよく聞こうという態度と並々ならぬ率直さとをそなえた人 私が自らライク訴訟事件について会話をかわし、そのあと彼の希望に従って、この一件に関する私的な意見書 「例の傾向的著書において『中立の立場にある』問答相手を設定したとき私のイメージにあったのは、

なかったのである」。 かっていた。それゆえ私は『中立の立場にある人物』との私の問答においても、 を手渡した相手である。彼の意見を変えさせて私の見解に同意させることに成功しなかったということは私にはわ 意見が一致するという結末にはし

年のケルゼン論文、 の経過から「中立の立場ある人」とはおそらくケルゼンのことであると主張することになった。 コントリはこの文章を解釈してケルゼンとフロイトとの意見の不一致の中身を確証せんとする。 一九二三年のフロイトのそれへの批判、 一九二六年の問答、 一九二七年のあとがきという一連 そして一九二二

すこし歴史的にフォローすることにしよう ケルゼンは一九二一年から一九三○年までオーストリア憲法裁判所の裁判官であったからライク事件の時には「ヴ ンの高官」であったことは確かである。 しかしこれだけではまだ確証にはならない。そこで両者の関係をいま

学』第一版の序文にみられる次の文章はこの事件を念頭におくことによってよく理解される。「同じ努力をする人々 るようになった。 ると考えたフリースは三者を攻撃する小冊子を刊行、事件は訴訟にまで発展し、 の錯綜した刺々しい雰囲気を象徴するものであった。両性説はフロイトの友人ヴィルヘルム・フリースの主張して ガーの友人であったのでヴァイニンガーの知るところとなった。『性と性格』には両性説が著しい役割を果たしてい いたところであったが、フロイトはこの考えを患者のヘルマン・ズヴォボダに説明し、ズヴォダはまたヴァイニン れない、 ロイトがそれほど好意的に評価しなかったことがヴァイニンガーの弱冠二四歳の時の自殺に影響を与えたのかもし の自殺という事件を通じてのケルゼンとの間接的な関係においてである。 周知のメタルの伝記ではフロイトとその学派につき三度言及されている。まず第一はオットー。 と記されている。 この事件はヴァイニンガーの友人ケルゼンにも間接的な形で影響を与えている。 現実には、この事件はメタルの漠とした叙述以上に凄惨な形で進行し、フロイト学派内 ヴァイニンガーの著作 ヴィーンの新聞でも取り上げられ ・ヴァイニンガー 『性と性格』をフ 例えば

で、 のひとむれが密接に結合して、私の学派と名ずけられている。それは、 

が彼を怒らせ、その感情を害した」。 くということがおこった。ケルゼンは反対論に常に耐えたし、時には自ら誘発することもあった。無知と悪意のみ 神分析学派においてはカール・グスタフ・ユングとアルフレート・アドラーがジグムント・フロイトから離れてい 長』として非正統の師弟に破門を申し渡すことは一度もなかった。これに対しヴィーンの別の『学派』、すなわち精 こうしてケルゼンの『学派』、すなわち純粋法学は狭隘な信仰者の秘密集会とはならなかった。ケルゼンが『学派の このケルゼンの態度はメタルの伝記のフロイト学派への第二の言及においてはより明確になっている 一ケルゼンは 『師の言葉』が吟味なしに受け取られるのを期待もしなかったし、要求することも決してなかった。

のケルゼンと彼の仲間に及ぼした影響はそれほどではない。ロサーノはジュネーヴでメタルから直接このことを聞 ゼンにとって一つの依り所となっていたことを示すものといえよう。これに対しマッハの流れを引く論理実証学派 翻訳に対しては常に一点もゆるぎのない形で反応していた。それにしてもメタルのこの文章はフロイト学派がケル このメタルの叙述もロサーノの経験に照らすと牧歌的すぎる。ケルゼンは自分に対する批判、 自己の学説の紹介・

てからであり、そこでケルゼンは問題の人物の秘密厳守を要求して自らの交際範囲から外傷性の症例の若干をフロ ケルゼンが個人的にもフロイトと親交を結ぶようになるのは一九二一年にゼーフェルトでともに夏の休暇を過ごし たハンス・ザックス博士の勧めで、 にジグムント・フロイトの個人研究室を訪れることになった。ケルゼンは、 さて第三の言及は例のザンダー事件である。「ケルゼンはザンダーのアムビヴァレントな精神状態を理解するため 大戦中にフロイトの一学期間の議義に出席したことがあっ 弁護士から精神分析学者に転向してい たのである。

もこの 師として近づかねばならないとケルゼンに語ったことがあるからである。フロイトはつまるところ患者の治療より はフロイト自身からも間接的に強まることになった。フロイトは人間の内なるものを見ることができるためには医 イトに話している。・・ 『内なるものへの洞察』によりおおく興味を示した」。 ・精神分析の治療上の価値につきケルゼンは常に疑問を抱いていたが、このこと

家の概念と社会心理学」である の集団心理学」と題して講演を行い、これに手を入れてフロイト派の雑誌『Imago』に公表したのが先に述べた「国 その後ケルゼンはフロイトの招待で一九二二年一一月三〇日、ヴィーン精神分析協会で「国家の概念とフロイト

題はライク事件(一九二六年)において両者は接触をもったか、ということになる。ロサーノはコントリの推測に 学派の学会で講演をおこない、雑誌に発表するまでに至った(一九二二年)。フロイトはその後「集団精神の実体化」 確答を与えていない。しかしメタルの伝記に依拠してケルゼンとフロイトの関係を詳述しているのであるからロサ についてはケルゼンと意見の違いのあることを明らかにしている(一九二三年)。ここまではいわば確証できる。問 ザンダー事件によりフロイトと個人的にも親交することになった(一九二一年)。これを契機にケルゼンはフロイト 子に対する態度形成に影響を及ぼすことになる。次にケルゼンは大戦中にフロイトの講義に参加していた。そして 事件(一九○三年)を通じてフロイト学派と間接に接触することになった。これは後に彼の学問に対する態度、 ノ自身は積極的にコントリに与していると言ってよかろう。即ちかの「中立の立場の人」とはケルゼンの可能性 ロサーノの論稿の大略は以上のとおりであるが、これを整理してみよう。 まずケルゼンは友人ヴァイニンガーの著書『性と性格』をめぐる盗作騒ぎ、そしてヴァイニンガーの自殺という となると両者の親交は我々の想像以上に濃いものであったことになる。

三七四

ン語の書物を一緒に読んでいた」。スから聞いたとして次のように述べている。「両者は決まったように行き来をし、日曜の午後にはギリシャ語やラテスから聞いたとして次のように述べている。「両者は決まったように行き来をし、日曜の午後にはギリシャ語やラテスから聞いたとして 尚 フロシーニも両者の親交が密なることを一九七六年にヴィーンでケルゼンの弟子アルフレート・フェアドロ

闘する覚悟が必要になろう。ケルゼン研究者は「根本規範論」とか「法一元論」とか「国家と法の同一性論」等の く指摘する如くケルゼンの精神分析学に対する態度は両義的であったといえよう。いずれにしも精神分析学と法学るとし、フロイトはそうではない、として意見の違いがみられたことは先の引用からも明らかである。上山氏が鋭 根に支えられている可能性が強いからである。 範体系という地上に現れたものはイタリアの学者が指摘する如くその地下でユダヤの伝統にまで遡る巨大で堅固な みでなく、その根底にあるものにまで眼を向けて研究するよう要請されることになる。というのは、彼の壮大な規 をとると、『旧約』という、 て法学)への応用という問題になると事は簡単ではない。集団精神の組織化に対し、ケルゼンはそれは実体化にな それを科学的合理主義の精神により普遍化した点で共通性をもつとした。ただ精神分析学の成果の社会科学(そし 両者の理論上の関係はどうなるか。前章で取り上げたフロシーニは根源にまで遡ると両者はユダヤの伝統的観念と との関係はフロシーニ及びロサーノも述べる如く今後の研究課題ということになる。そしてフロシーニの探究方法 さてケルゼンとフロイトが「一緒に古典を読む」程の親交にあったことは以上により疑いないところであるが、 八百万の神々に親しんできた我々日本人にとってはいささか苦手で荷の重い『書』と格 13年れにしも精神分析学と法学

### Ē

(1) Mario G. Losano, Rapporti tra Kelsen e Freud, in Sociologia del Diritto, 1977, pp. 142-151

- (2)Sic とはラテン語ならば「このように」、「そのように」の意 「イマーゴ」とは心象、イメージのこと。
- (4) 当該箇所がどこを指しているか定かではない。ただ、邦訳には以下のような記述がある。「それ(精神分析学)は『深層心理学』 として、すなわち無意識の心に関する理論として、人間の文化の発生の歴史と、芸術や宗教や社会秩序といった人間文化の偉大な えを身につけさせるのに適しているのではないか、と」(二三六頁)。 突飛にすぎるでしょうか。精神分析はさまざまな困難はあるけれども、人間にこのような集団的生き方に適合していくための心構 諸制度とを研究するあらゆる学問にとって不可欠のものとなるでしょう。](二二四頁)、「われわれの文化というものはほとんど堪 えがたいような重圧をわれわれの上にかけてくる、文化は一種の集団的生き方を要求します。その場合、こう期待するのは果して
- (5) Rudolf Aladár Métall, HANS KELSEN Leben und Werk, 1969.
- (6)これについては参照、長尾龍一『ケルゼンの周辺』(木鐸社、一九八○年) 六○頁以下。
- 8 (7) Métall, a. a. O., S.6.
- 『ケルゼン純粋法学』(横田喜三郎訳、岩波書店、一九七三年) 二頁
- Métall, a. a. O., S. 40f

(๑) Métall, a. a. O.,S.31f.

- Vittorio Frosini, op. cit., p. 165
- 上山安敏「ケルゼンとフロイト断章」(長尾龍一他編『新ケルゼン研究』、木鐸社、一九八一年) 三七頁。
- Losano, op. cit., p. 151.

# 若きケルゼンと『ダンテの国家論

さて次にイタリアの学者はケルゼンの処女作『ダンテ・アリギエーリの国家論』に関心を示す。 ルゼンがこのテーマに取り組むに至る経過はメタルの伝記に記されている。ヴィーン大学法学部の講義で彼が

唯一まともに出席したのはレオ・シュトリゾーヴァーの法哲学史であり、その講義でダンテが『帝政論』という作

っ た。② たこと、 品を書いていることを知り、シュトリゾーヴァーの制止にも拘わらず、ダンテの国家論を取り上げた論文がなかっ 単なる試験勉強よりは面白い勉強をしてみたい、ということから、『ダンテの国家論』を執筆することにな

ンと後期のケルゼンの法思想の継続性の有無を探究せんとして敢えてこの初期ケルゼンの著作を検討の俎上にのせ ゼンの著作の中では評価の高くないものと言ってよい。にも拘わらずフランチェスコ・リッコボーノは若きケルゼ しかしこの作品はケルゼン自身も「あまり独創性のない学生論文以上のものではない」とみなしたように、ケルしかしこの作品はケルゼン自身も「あまり独創性のない学生論文以上のものではない」と そこから浮び上がるケルゼン像は如何なるものか

している二人の法学者、 採用したことに注目する。この方法論はいうまでもなく法史学と関わりをもつ。この点、ケルゼンもしばしば引用 まずリッコボーノは若きケルゼンがダンテの法思想を専ら論ずるという方法(モノグラフィー)を確信をもって イェリネクとギールケの影響が考えられるが、リッコボーノはギールケの影響が強いとみ

よってもたらされる「経験類型」を発見するにいたった。 同時に「歴史的諸研究は、本質的に、過去の理解には役立つが、現在の理解には役立たない。後者の理解のために ってまた国家学の記述の基礎」とみなし、「単に事実のみならず事実の関連」を記述することを歴史の任務としたが、 まずイェリネクであるが、 発展の知識で十分である」として、その限界もふまえていた。そして種々の方法論を批判的に吟味し、 彼は国家学と歴史の関係を深く自覚しており、歴史を「すべての社会科学の、 帰納に

九○四~○五年)の文化潮流からは程遠く、『ダンテの国家論』第一章において一三世紀フィレンツェの近代性をし きりに強調している。プロレタリアとかブルジョアジーという用語を安易に使用しているのがその例である。これ ところが若きケルゼンは、歴史学派の欠点を批判し方法論を批判的に吟味するというイェリネクも含む当時

ものであったと言わざるをえない。 は中世的要素と近代的要素とをぎこちなく混同したものに他ならない。ケルゼンのイェリネクの読み方は表面的な

ていると言えよう に典型的な問題を中世の法・政治思想の歴史に移植せんとする。歴史学派の遺産がロマン主義的伝統とともにギー ルケの思想内容と方法論に受け継がれている。ケルゼンのモノグラフィーという方法は、このギールケの線に沿っ 精神的起源を深ろうとした。そして方法論的にはイデオロギー的継続性の名の下で構造上の種差を看過して近代 これに対しギールケは過去の中に現在の法的・政治的意図の根拠と正当化を求めんとし、 とりわけゲルマニスム

ニスムの果たした役割を強調している点に注目する必要がある。 次に『ダンテの国家論』の内容についてであるが、まず、ケルゼンが中世から近代への移行の要素としてゲルマ

近代自然法論が宣言した不可侵・生得の一連の人権へと発展した」と述べている。 承認する。それは最初宗教的領域のみに限定されていたが、やがてゲルマン的な個人主義的法観念に支えられて、 ケルゼンはキリスト教が国家よりも個人を重視したことにふれながら、「この思想は国家から自由な個人の権利を

ここで言う「学問的に理解された集団」とはギールケの歴史解釈の仮説に依拠していることは疑いない。 治学』の発見により、 このようにギールケの方法論と所説を下敷きにして、 更にケルゼンは、ダンテには「近代国家論の最初の明確な萌芽」がみられるとし、それはアリストテレスの 「国家・教会・家族などの集団を学問的に理解しようとする試み」が始まっていたからとする。 《西洋社会においてゲルマニスムの果たした役割》 》を強調 一页政

『ダンテの国家論』第五章は国家の目的につき述べているが、そこではダンテの叙述とケルゼンのその解釈の乖

《ダンテの近代性》を主張する若きケルゼンの試みは果たして成功を収めているのだろうか

離がみられる。

引用しているのであるが、イェリネク自身は「究極問題に対する解答のすべては、一般的な説得力を欠いている。 学の思考から遠く隔たっている」と述べているのであるから、全く逆の立場からの引用になっており、この面でも さらに、 ケルゼンのイェリネク理解が浅薄であったことがわかる。 されねばならない」。「問題は『人類の究極的使命のうち、どの目的が国家という制度に課されるのか』にある」。 国家哲学は神学の支配下にあり、その神学上の終末論の問題からしても、国家の究極目的の問題は一層詳細に検討 intellectus possibilis, per prius ad speculandum et secundario propter hoc ad operandum per suam exten sionem)」。このような国家目的の問題をダンテが根源的に自覚していたのはケルゼンによば神学に由来する。「この ここではまず次のことが指摘されなければならない。ケルゼンは国家目的の問題設定に際しイェリネクの文言を ダンテは国家の目的を人類の目的に還元して次のように言う。「常に可能な限りすべての知的能力を発現させるこ 現代のリアルな問題を満足に解決することもできない」とし、「キリスト教的中世期の文献は、 それは第一には思弁により、 第二には思弁を発展させた行動による(actuare semper totam potentiam 科学的国家

民の政治的自由ではなく、責任をもって行動する権能のことであり、 依存するものであり、 的のみならず、文化目的を課した」のであり、 ゼンにとってはダンテの国家論は法治国家を説くことになっている。それだけではなく「ダンテはその国家に法目 して「国家は平和・正義・自由を実現すべきである、と要請するのは、いわゆる法治国の特色である」。それ故ケル はたしてダンテの主張に近代性はあるのか。 さて、国家によるこの人類目的の実現のためには、ダンテによれば、平和、 平和な自由を確保するためには皇帝は神の恩寵を必要とする。又ダンテの言う自由も近代市 まず中世における平和と正義であるが、これは明確に皇帝の人格に 「近代的文化国家思想の中世における先駆者の一人」である。 皇帝の支配の下でのみ人間はこの自由を行使 自由、 正義が重要な前提になる。そ

することができる。 《ダンテの近代性》の主張には首肯しがたい ダンテの議論はキリスト教哲学の雰囲気にどっぷりつかっていると言ってよい。 それ故ケル

にも拘わらず何故にケルゼンは《ダンテの近代性》を主張して止まないのであろうか。

ダンテの近代性》を主張することにより自己がギールケの立場に与していることを暗黙裡に表明していたというこ ドイツにおける法治国家とを実質的に同 りとも存在しなかったし、一度たりとも存在し得ない」と述べている。イェリネクにとって法治国家とは近代自然 るイギリス議会の闘争」の中にみられたのであった。これに対しギールケは近代自然法思想による法治国家と中世 法思想に結びついた典型的に近代的理論によるものであり、その最初の歴史的表現は「神意に由来する王権に対す 国家であることの要求と、実際上は同義なのである」とし、「法的保護という機能だけに制限された国家は、一度た ここでもイェリネクとギールケとを取り上げることにする。周知の如くイェリネクは「純粋な法治国家論は、 一視している。 となるとケルゼンはギールケの立場により近いと言え、

テは 簡単にケルゼンは次のような結論を引き出す。「原因としての神は背面に退いており、せいぜい遠因(causa remota) の代表者である。 の地位を占めるに過ぎず、 していたことは、 (officium)」のことであり、 『ダンテの国家論』第七章でケルゼンは人民主権論に対するダンテの位置を検討する。ダンテの言う君主とは 「支配者の地位を権利のみならず義務をも伴う職務と考えるゲルマン的観念に従っ」ている。ここからいとも 様々な状況証拠からみて、ありそうなことと思われる」。又抵抗権についても「ダンテはこの点に ダンテはこのことを明言していないが、 直接の支配の源泉は、人民主権論に相応して、 それは全共同体の利益のためにかつそれに奉仕するために行使される。それ故ダン 彼の脳裡にこの思想、 人民であるとされている。 少なくともこのような思想が去来 支配者は人民 職

君への熱烈な憎悪の念、及びその政治的にラディカルな態度などを思い合わせると、彼は単なる消極的抵抗以上の 積極的抵抗を考えていたのではあるまいか」として肯定している。 言及することが非常に少ない、否殆どない」としつつも、「しかしここでの激しい怒りの語調や、 彼が時折洩らす暴

観念の過大評価があると思われる。 と言ってしまえばそれまでであるが、その根底には主権的権力の制限という近代理論の形成に及ぼしたゲルマン的 重であった。ギールケは人民の不可譲・不可分で時効にかからない権利はアルトゥージウスに遡るとし、それ以前 ては近代理論の萌芽にすぎないものがケルゼンにとっては近代理論そのものになってしまった。ケルゼンの若さ故 をもつ。権力は君臨し統治する皇帝の手中にある。それ故中世的な法律の優位につき述べてはいるが、 とはしていない。中世においては主権理論の歴史的発展の第一歩が記されたにすぎない。かくしてギールケにとっ 主張されていないのである。ケルゼンの結論は性急すぎると言ってよい。この点ケルゼンの依拠したギールケは慎 しかしダンテの文章からは人民を政治的主体としていることは読み取れない。皇帝は人民ではなく法律に関 人民主権は

調》によりケルゼンが無自覚にではあれ意図したものは世紀末のゲルマン精神の高揚という雰囲気に自らも参加す ることであった。 このように若きケルゼンが法治国家論、 当時の全般的思想運動を抜きにしては充分に理解しえない。 人民主権論の先駆者をダンテに求めるという証明されざる命題に固執し 《ダンテの近代性》、 《ゲルマン的要素の強

観上はダンテの思考の基礎にあった統 続性があると考えることもできるが)。 している。そしてこの点においてこそ若きケルゼンと後期ケルゼンの継続性という問題を考えることができる それ故ケルゼンの議論には!おそらく本人は自覚してはいないが―帝国主義的発展のイデオロギーと実践が反映 一性原理と純粋法学の依拠する法的対象の統一性という認識論上の要請に継

いうのがその結論であろう。 ルゼンの顔が覗いており、それを繋ぐ共通のイデオロギーが帝国主義発展段階のブルジョアジーのそれである、と 以上がボッコーニ論文の極めて粗削りな大略であるが、若きケルゼンの法思想の中に既に純粋法学者としてのケ

### 討

- (1) ハンス・ケルゼン『ダンテの国家論』(長尾龍一訳、木鐸社、一九七七年)。
- (2) Métall, a. a. o., S. 6f.
- (σ) Métall, a. a. o., S. 9.
- (4) Francesco Riccobono, Gli inizi di Kelsen:La teoria dello Stato in Dante, in Rivista internazionale di filosofia del diritto, 1976, pp. 261-289. 以下はリッコボーノ論文の私なりの要約であるが、繁を避けるため一々当該箇所を注記しない。

### まとめにかえて

はこれにすべてが代表されているのではなく、本稿の一の最後のところで述べた如く、 継続性に焦点をあててイタリアにおけるケルゼン研究の一端を紹介した。もちろんイタリアにおけるケルゼン研究 本稿ではイタリアにおけるケルゼン研究の黎明期、ケルゼンとフロイトの関係、若きケルゼンと後期ケルゼンの 国際法学、政治理論のすべてに及んでいることはいうまでもない 法の一般理論、 法哲学、憲

研究が注目される。 とりわけ政治理論の分野ではトリノ大学のノルベルト・ボッビオによるケルゼン理論を積極的に評価した上での 彼は社会党系の理論家でありながら、マルクス主義者が純粋法学はブルジョア国家のイデオロ

和的・漸進的に調停する可能性をもった形式があるとすれば、それは議会制民主主義に他ならない」。 るのである。一体慨嘆はしえても否定しえないこの厳酷な対立を流血的・革命的な方法で破局に陥れることなく平 の点で念頭におかなければならないのはケルゼンの次の主張である。「現代社会は本質的に二つの階級に分かれてい 存の制度の破壊によってではなく合法性の枠内でそれが可能であり望ましいとの立場に立っていると思われる。こ 家の理念があるとしてこれに賛意を表明している。とすればボッビオは今日の社会において変革を志す場合にも既 ギーであると主張し続けるのを不正確であるとし、権力に対する法の優位を説くケルゼンの理論の背景には法治国

戦略であるとすれば、このケルゼンの命題を出発点とし、それを更に発展させることが必要になってくる。ボッビ オのアプローチはこの線に沿っているように思われる。 議会制民主主義の枠組みを承認した上で社会変革の展望を構想するというのが今日の西洋のマルクス主義政党の

後にして偉大な代表者」であるとしながらも、その理論の中にある民主的要素に注目し、それを発展させていこう とする、いわばアムビヴァレントな接近方法をとっていると言えようか。 さて最後にこれまでの検討を私流に大胆に概括すれば、イタリアの研究者はケルゼンを「ブルジョア法文化の最

- (1) Norberto Bobbio, Kelsen e il problema del potere, in Hans Kelsen nella cultura filosofico-giuridica del Novecento, 1983 p. 198.
- (2)ハンス・ケルゼン「民主制(一九二七年)」(『ケルゼン選集9、木鐸社、一九七七年)一三四~一三五頁
- (∞) Carlo Roehrssen, La morte di Kelsen, in Democrazia e Diritto, 1977, p. 149.

〈付記〉本稿の作成においては文献はもちろんケルゼン自身についても稲田先生から有益な御教示を頂いた。記して謝意を表するととも